

1. PRTR 制度の意義

1-1 PRTR とは

PRTRとは、Pollutant Release and Transfer Register の略称で、わが国では化学物質排出移動量届出制度と呼ばれています。

PRTRは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下「法」とします)(→ [pⅢ-572](#))により制度化されました。

PRTRの対象事業者は、環境に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、年に1回国に届け出ます。

国は、そのデータを集計し、また、対象業種を営む事業所(届出対象外のもの)や非対象業種を営む事業者、家庭、農地、自動車などから環境に排出されている対象物質の量を推計して、2種類のデータを併せて公表します。

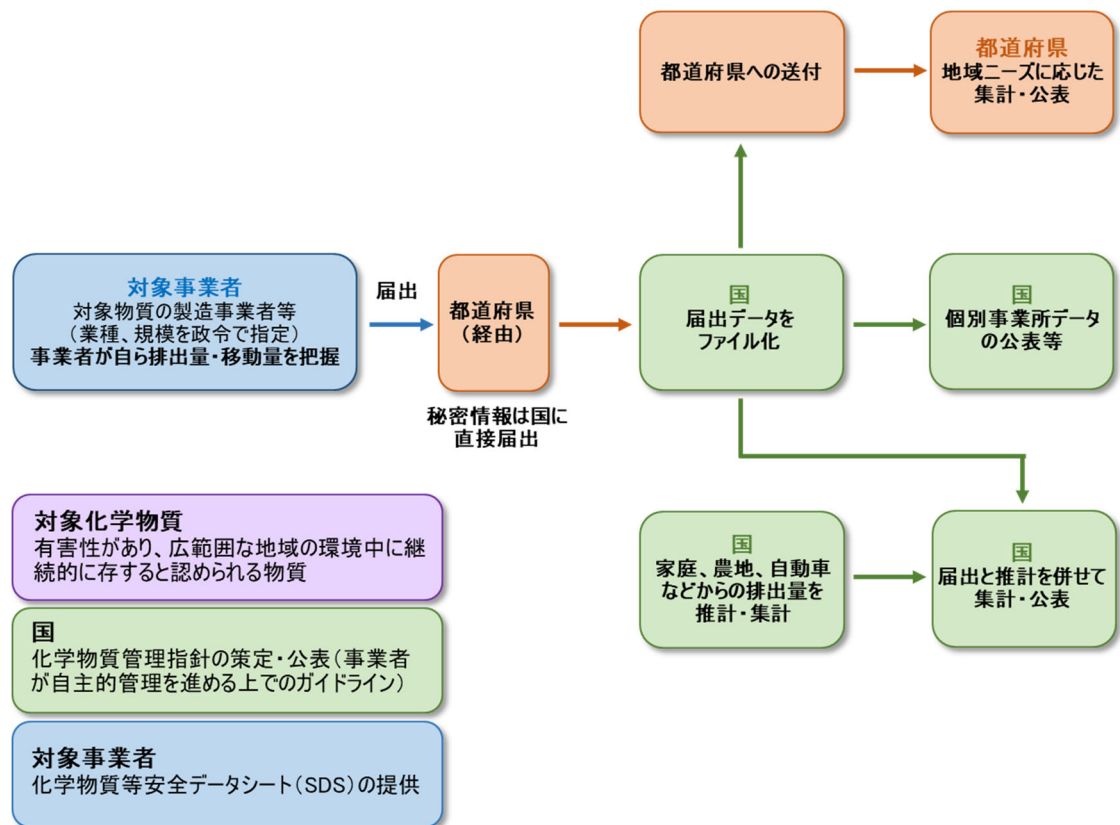


図 PRTR データのフロー

1-2 各主体の PRTR への関わり方

事業者、市民や NGO、行政は、それぞれ PRTR に次のように関わります。

(1) 事業者

事業者は、PRTR 制度により、さまざまな化学物質の環境への排出量を自ら把握し、行政に届け出なければなりません。そのような把握の作業を通じて、また、把握したデータを活用することにより、化学物質の自主的な管理の改善を進めることができ、不要な排出を抑え、原材料の節約などを行うことができます。

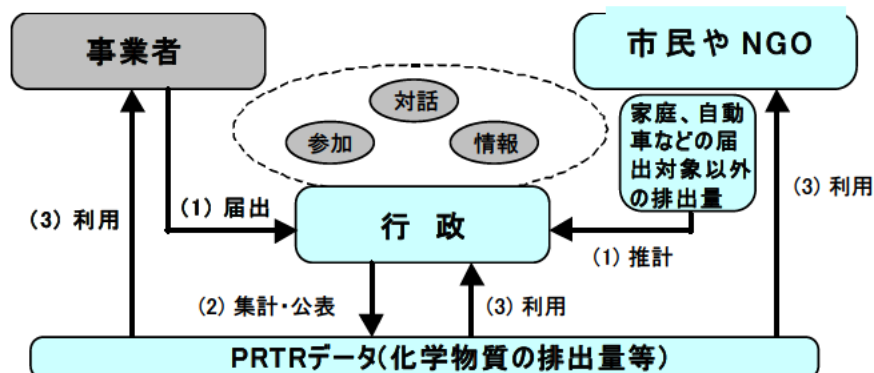
→ 事業者における PRTR による具体的なメリットについては、1-3PRTR による事業者のメリット(→ [p I-7](#))を参照してください。

(2) 市民や NGO

市民や NGO は、公開されている事業者から届出のあった化学物質の排出量・移動量 (PRTR データ) から化学物質の排出状況や管理状況を知ることなどにより、環境中や身の回りの化学物質に関心を持つことが大切です。その上で、家庭などで用いられている有害性のある化学物質の使用を削減したり、行政や事業者とのリスクコミュニケーションを進めることにより、化学物質による環境リスクを削減することができます。

(3) 行政

行政は、事業者から届け出された排出量のデータを整理・集計するとともに、家庭や農地、自動車などからの排出量を推計し、2 つのデータを併せて公表するとともに、これらのデータを環境保全施策、化学物質管理施策の基礎的なデータとして用います。例えば、環境モニタリング、化学物質の排出抑制など各種の化学物質対策を行うための優先度の設定や対策の進捗状況の把握に、また国や地域レベルでの環境リスクの評価などに活用します。なお、令和 3 年の化管法政令改正における物質見直しにおいて、物質選定の指標として PRTR データを活用しました。



1-3 PRTR による事業者へのメリット

(1) 化学物質の管理の改善によるメリット

事業者は PRTR において、排出口に限らない様々な箇所からの化学物質の環境中への排出量等を自ら把握することにより、化学物質がどこから排出されているかや化学物質の不要な排出があるかどうかを把握できるようになります。

さらに把握した情報をもとに、化学物質の取扱い状況等を見直し、自主的な管理の改善を行うことで、その排出を抑え、環境への負荷を抑制することができます。また、その排出の抑制が、原材料の節約などの費用の軽減につながることもあります。

このような化学物質の管理の改善に取り組み、地域から信頼される企業になることは、企業のイメージのアップにもつながります。

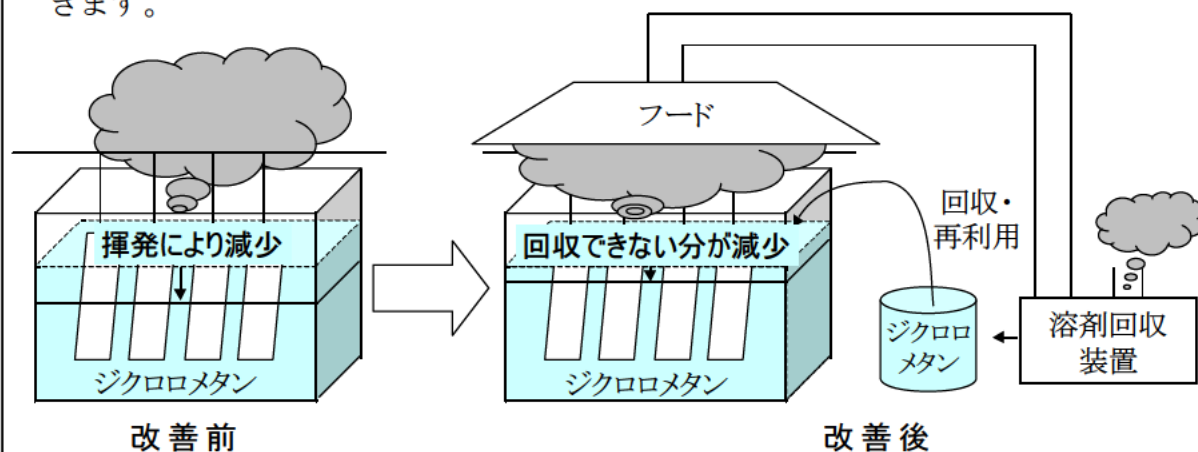
→ 化学物質の自主的な管理については、法に基づいて化学物質管理指針（→ [pⅢ-582](#)）が定められていますので、そちらを参照してください。

（例）ジクロロメタン（別名塩化メチレン）を洗浄溶剤として金属部品の洗浄を行っている場合

PRTR ではジクロロメタンが大気等へ排出される量を把握でき、その排出される箇所や状況を見直すと、以下の①、②のようなものなどがあります。

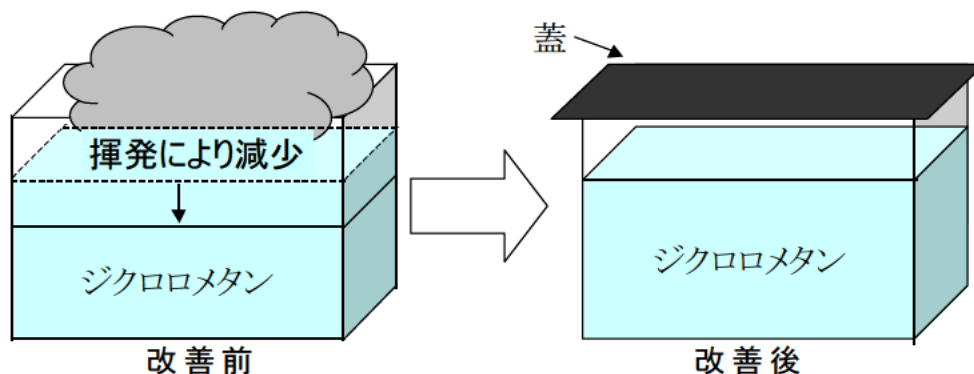
① 洗浄作業を行っているときに揮発し、排出されるもの

これは、作業時に排出されるもので、運転条件等を変更しジクロロメタンの揮発を抑えることや、回収装置を取り付けることなどで排出を抑えることができます。



② 非作業時に洗浄装置を長時間開放している間に揮発し、排出されるもの

これは、非作業時に不要に排出されているもので、作業をしていないときは蓋をすることなどで排出を抑えることができます。これによりジクロロメタンの揮発による減少量が少なくなるので、新たに購入する量の節約につながります。



この例のように排出の抑制には、装置等を長時間空けたままにしない(②)という費用的な負担がほとんど生じないもの、回収装置を設置する(①)という設備投資等に費用的な負担が生じるものなど、様々な方策が考えられますが、それぞれの事業者の状況に合わせた取組を進めることが適当と考えられます。

(2) 従業員への化学物質管理等に関する教育への活用によるメリット

事業者は、化学物質を取り扱う者をはじめ従業員に、PRTR で把握した化学物質の排出量等の情報や取り扱う化学物質の管理状況、安全性等を周知・教育するなどして、従業員の化学物質の取扱い・排出等に関する理解を深めることができます。

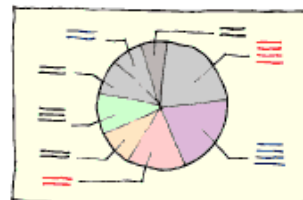
そのことにより、従業員自らが化学物質の取扱いに注意するようになり、化学物質管理の取組への意識の向上や安全性の確保等につながると考えられます。



(3) 地域住民等とのコミュニケーションへの活用によるメリット

法第4条(→ pⅢ-573)では、事業者の責務として、PRTRの対象事業者は化学物質の管理の状況に関して地域住民を含めた国民の理解を深めるよう努めることとされています。

また、個別事業所のPRTRデータが経済産業省・環境省のホームページで公表されており、誰もが入手できるため、地域住民等からそのデータに関して説明を求められることなどがあるかもしれません。



その際に事業者は、PRTRデータや化学物質の管理状況等を説明する場を設けて、地域住民等と対話するなどコミュニケーションを図ることが有効です。これは環境対策への取組のアピールや地域住民等との信頼関係の構築につながります。



事業者は地域住民等に事業所の環境対策への取組や事業所で取り扱っている化学物質に対する理解を深めてもらい、信頼してもらうためにも、地域住民等とコミュニケーションを図ることは重要です。

(参考) 経済産業省及び環境省のリスクコミュニケーションのホームページ

経済産業省 URL:

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/risk-com/r_index2.html

環境省 URL:

<https://www.env.go.jp/chemi/communication/index.html>